

サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託仕様書

1 委託業務の名称

サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツの開発業務委託

2 委託業務の目的

毎日、日本企業のシステムがランサムウェアに感染した、不正アクセスを受けたという報道がなされるなど、日本企業を狙うサイバー攻撃件数は高止まりの状況にある。県内各事業者においてもサイバー攻撃に対する意識は高く、サイバー攻撃に関する知識やその対策について、警察から継続的に啓発活動を実施してほしい旨の要望が多く寄せられている。

一方、サイバー攻撃対策としては、各事業者から被害情報やサイバー攻撃に関する痕跡情報を集約し、サイバー攻撃に関する分析を加えた上で、県内事業者へフィードバックする施策が効果的かつ有効な取組であるが、県内事業者の知識習得意識は強いものの、事業者からは、「兆」情報を含めて大きな被害が無いと情報が寄せられることがほとんどなく、警察からの一方的な情報提供に依るところが大きい状況にある。

このような事態を打開するため、現在展開している「体験型セミナー」コンテンツを「初級編」に位置づけ、同コンテンツの難易度を高めたコンテンツとして「中級編」を設定し、「初級編」の知識を持った職員が、インターネット上で展開される不審点に自ら気付いて看破できる能力を身に着け、事業者全体の対処能力の底上げと、サイバー攻撃につながる痕跡情報を大小問わず警察へ自然と情報提供できるように、被害の潜在化防止につなげる目的とする。

3 委託業務の内容

受託者は、次のことに留意し、コンテンツの企画・開発をすること。

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月27日まで

(2) 予定価格

2,343,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) コンテンツの企画・作成

ア 事業範囲

① 体験型セミナー「中級編」コンテンツ作成

- ・ 偽サイト見極め講座
- ・ 不審ファイル見破り講座
- ・ 乗っ取りデモンストレーション
- ・ メールヘッダの見方講座
- ・ 理解度チェック問題
- ・ アンケートページ

② 各コンテンツを運用する基盤の管理

イ 事業要件

① 滋賀県警察が保有する「セミナー用ノートパソコン」(以下、端末と記載。)から、イン

ターネット回線またはローカルネットワーク回線経由で各コンテンツを運用するサーバにアクセスして各コンテンツを利用できるようにすること。

- ② 偽サイト見極め講座、不審ファイル見破り講座、乗っ取りデモンストレーション、メールヘッダの見方講座各コンテンツの所要時間は、10 分から 15 分程度とし、4つのコンテンツの総所要時間は解説を含め 60 分から 70 分程度とする。
- ③ 偽サイト見極め講座、不審ファイル見破り講座、乗っ取りデモンストレーション、メールヘッダの見方講座の各コンテンツは、原則として、受講者が体験、設問回答した後、講師がフィードバック、解説するページを含む内容とする。
- ④ 偽サイト見極め講座、不審ファイル見破り講座、乗っ取りデモンストレーション、メールヘッダの見方講座の4つの講座をこなした後、理解度チェックを受講者が回答する。
- ⑤ 最後にアンケートページを受講者が回答する仕様とする。

ウ 機能要件

- ① トップページ(メインメニュー)の作成
 - ・ 上記事業範囲で示す各コンテンツへ遷移する TOP ページを作成すること。
 - ・ 事業範囲に挙げているコンテンツのうち、乗っ取りデモンストレーションは TOP ページから遷移させることを限定しない。
デスクトップ等にショートカットを配置する方法やその他の代替案を可とする。
 - ・ トップページには、コンテンツの各メニューを表示し、それぞれのバナーを押下すると、目的のコンテンツへ遷移する仕様とする。
 - ② 偽サイト見極め講座(怪しい箇所を探し、解説を通じて学習)
 - ・ 模擬の偽ショッピングサイトを閲覧し、参加者に怪しい箇所を探すコンテンツとする。
 - ・ 偽ショッピングサイト上の怪しい箇所をクリックすると、ポップアップを表示する。
 - ・ 怪しい箇所の例：ドメイン、商品名、価格、在庫数、会社名、会社所在地、連絡先、連絡先メールアドレス、代金支払方法、振込先など。
 - ・ 参加者が偽ショッピングサイト体験をした後、解説ページを設けて講師がフィードバックできる仕様とする。
 - ③ 不審ファイル見破り講座(不審なファイルを判別し、解説を通じて学習)
 - ・ 電子メールに添付されているファイルの不審点を探すコンテンツとする。
 - ・ 参加者が怪しい箇所をクリックするとポップアップを表示する。
 - ・ 参加者が体験した後、解説ページを設けて講師が説明できる仕様とする。
 - ④ 乗っ取りデモンストレーション(実害のない疑似体験形式)
 - ・ 「テクニカルサポート詐欺風デモ」と「水飲み場攻撃デモ」の2パターンのサイトを構築し、端末または参加者が所有するスマートフォンからアクセスできる仕様とする。
 - ・ 乗っ取りの仕組みや知識を参加者が理解できるコンテンツとする。
- (ア) パターン1 テクニカルサポート詐欺風デモ
- ・ 参加者がショートカットをクリックすると、偽 EC サイトにアクセスする。
 - ・ 参加者が偽 EC サイトを閲覧していると、警告音が鳴る。

- ・ 画面に警告音を消すことが可能と参加者に思わせる表記のボタンを表示させ、同ボタンを押下すると、「あなたの PC を修復するのにアプリのダウンロードが必要です。」と表示し、アプリをダウンロードするように促すもの表示する。
- ・ アプリの正体は講師が参加者の端末を遠隔操作できるアプリ（マルウェア等でなく一般的に用いられる遠隔ソフト等）で、参加者がアプリを実行すると、講師から任意の端末を遠隔操作又は遠隔操作を模した画面や動作を表示すること。

(4) パターン2 水飲み場攻撃デモ

- ・ 参加者がショートカットをクリックまたは二次元バーコードにアクセスすると、検索サイト又は認証画面を模倣した偽サイトにアクセスする。（接続元として端末、参加者スマートフォンのいずれかを想定）
- ・ アクセス先ページは、検索サイト又は認証画面を模した文字を入力できるページで、検索ワード又は認証情報を入力させるテキストボックスを配置し、参加者に自由に入力させる。
- ・ 講師端末に、参加者が入力する検索ワード又は認証情報を次々に表示するシステムを組み込み、参加者が入力する情報が攻撃者に筒抜けになるところを示す。

(5) メールヘッダの見方講座(送信元偽装の見抜き方、情報提供方法を学習)

- ・ ③で示した不審ファイル見破り講座と同様にメールの不審点を探すコンテンツとする。
- ・ メールヘッダの出し方と見方の解説ページを設け、講師がフィードバックできる仕様とする。
- ・ メールヘッダを抽出し、警察側に提供する方法（※別途提供する。）について解説するものを含む。
- ・ メールヘッダの意味について、講師が解説するものを含む。

(6) 理解度チェック問題(選択式を標準とする)

- ・ 上記②～⑤の4つのコンテンツで学んだ内容を反映した問題を作成する。
- ・ 問題数、問題の出題形式、難易度は指定しないが、以下の要素を具備すること。
 - (1) 概ね15分～20分程度で回答できる分量とすること。
 - (2) 受講者に点数が付けられる仕様とすること。
 - (3) ②～⑤の各コンテンツの要素が均等に盛り込まれたものとすること。
 - (4) 講師側で回答者（受講者）の点数をそれぞれ把握できること。

(7) アンケートページ(満足度評価等について選択、感想について自由記述が望ましい)

- ・ アンケート結果は、警察側で集計結果を確認できる仕様とする。
- ・ アンケート項目は、警察側で都度変更できる仕様とする。
- ・ アンケートは2種類を選択して使用できる仕様とする。

エ コンテンツ提供方法について

コンテンツは以下のいずれかの方法により提供するものとする。

どちらを選択するかは受託者の提案に委ねるものとし、提案書において方式の選定理由、想定するインフラ環境、利点・留意点を明示すること。

① クラウド環境による提供

- ・ 政府調達基準に合致したクラウドサービスを利用することが望ましい（例：ISMAP

登録クラウドサービス等)

- 各コンテンツのサーバ外への流出を防止するため、セキュリティが確保できるクラウドサービス及び運用方法を採用すること。
- 通信は TLS 等により暗号化されていること。
- クラウドサーバと端末とは滋賀県警察が所有するモバイル回線を介して通信する。
- 講師用端末を含む各端末は滋賀県警察が所有する無線ルータに接続し、同機器を介してインターネットに接続する。
- 端末同士は同一ネットワークに属するため相互に通信可能である。
- モバイル回線を利用することから解説用のコンテンツについては講師端末で表示した画面により説明することを前提に、端末に配置しても差し支えない。
- その他コンテンツについても帯域の負荷軽減を目的とし、端末に配置しても差し支えない。
- サービス終了や仕様変更時に備えた移行手順を提示すること。
- 理解度チェックやアンケート結果については、警察側でダウンロードできる仕様とすること。
- 理解度チェックやアンケート結果等、セミナー実施時に参加者が作成したデータについて、セミナー終了後削除できる仕様とすること。

② ローカルネットワーク内端末による提供

- 端末と同一 LAN 上に設置された端末上に構築した仮想環境等にコンテンツを配置し、同一ネットワーク上の端末 30 台から同時に利用できること。
- コンテンツを配置した端末が故障した際に、別の端末で同様の環境を構築できるよう復旧手順を明示すること。

オ その他の事業要件

① アカウント

- ユーザ管理として、講師、受講者の 2 ロールを標準とする。
- ユーザ数は講師 1 アカウント、受講者 30 アカウントを標準とする。
- 理解度チェック問題の問題文等を時節に応じて変更できるように、警察側にも管理者アカウント同等のアカウントを付与すること。

② アクセス制限

- コンテンツは講師または参加者のみアクセスできるようにすること。

③ 中級セミナー実施回数

- 月 4 回実施、年間 48 回を標準とする。

カ 企画・制作にあたっての留意事項

- 盛り込む内容は、主旨が変わらない範囲で、表現の仕方を変更して差し支えない。
- コンテンツは企業セミナーの教材として使用することから、講師が説明しやすい内容や表現にすること。
- 上記 2 に記載の目的を達成できるよう、言葉や表現方法を工夫すること。
- 体験型サイバーセキュリティセミナーの内容については、滋賀県警察のホームページを参考にすること。
- コンテンツに関しては県警サイバー犯罪対策課の審査を受けて了承されたものとし、

完成までの間は双方が協議を密にし、修正等については真摯にこれに対応すること。

(4) 運用管理

コンテンツ設置基盤としてクラウドサービスを利用する場合、軽微なシステム変更・改修やOSのバージョンアップは無償で対応し、大規模なリニューアルや改修の必要がある場合は、発注者と協議すること。

(5) その他条件

本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて県警サイバー犯罪対策課と協議の上、その決定に従うこと。

4 納品するもの、納期限

(1) 納品成果物

ア サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ 一式
イ 操作マニュアル等資料(講師／受講者) 各 3 部(A4版)及びデータファイル
ウ 障害対応連絡先 3 部(A4版)及びデータファイル

(2) 納入場所

滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

(3) 納入方法

データファイルについてはDVD-ROM等電子媒体に格納したものにより納品すること。

(4) 納入期限

契約期間内に提出すること。

5 業務完了報告

全ての成果物の納品、検査及び引渡しが完了した後は、業務完了報告書(様式不問)を提出すること。

6 知的財産権の帰属等

(1) 本契約の作業により作成する発注者独自の成果物に関し、著作権法に関し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作物を発注者に譲渡し、発注者は独占的に使用するものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作権者の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、この時、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、発注者の了承を得るものとする。

(3) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、発注者は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(4) 前各項について、受注者が従前より権利を有する著作物及びノウハウについてはその適用を除外する。

- (5) 発注者は、受注者または第三者の著作物及びノウハウにつき自らが了承した使用許諾規約やプライバシーポリシー等に従うものとする。

7 特記事項

- (1) 本仕様書で調達するソフトウェアおよびハードウェアの候補となる機器、役務（再委託先を含む。）等については、予め参加申し込み時に別紙「機器等・役務リスト」を滋賀県警察に提出し、滋賀県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないもの若しくは払拭されない部分があると判断した場合には、滋賀県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品、代替役務等の再選定を行い、候補となる機器等・役務リストを再提出すること。
- (2) また、同機器、役務（再委託先を含む。）等に不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われる滋賀県警察が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
- (3) 制作は、あらかじめ滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課と調整したスケジュールに基づき行うこと。
- (4) 制作は、その内容について滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課と十分協議を行った上で行うこと。
- (5) 本事業で制作したコンテンツを使用した周知・広報を行う場合があるので、制作者は滋賀県警察生活安全部サイバー犯罪対策課に対して必要なデータや写真、資料などの情報を提供すること。
- (6) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議のうえ、決定する。